

平成 25 年 8 月 18 日

練馬区教育委員会

教育長 河口 浩 様

練馬区立保育園運営業務委託事業者選定委員会委員長

練馬区教育委員会事務局こども家庭部長 堀 和夫

練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会の結果について（報告）

練馬区立保育所運営業務委託事業者選定委員会において、光が丘保育園運営業務委託事業者を下記のとおり選定しましたので報告します。

記

練馬区立光が丘保育園運営業務委託事業者

- 1 名 称 社会福祉法人 国立保育会
- 2 所 在 地 東京都国立市
- 3 法人設立 昭和 37 年 2 月 20 日
- 4 理 事 長 常松 裕志

[選定の経過]

練馬区立保育所運營業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、光が丘保育園に応募のあった4事業者について、平成25年4月24日（水）の第1回選定委員会開催から、事業者によるプレゼンテーション、園長候補者等に対するヒアリングおよび選定委員による現地調査を経て、8月18日（日）の事業者選定に至るまで、計7回、選定委員会を開催した。

1 選定委員

学識経験者 2名

有識者 2名

練馬区立保育園園長経験者 1名

こども家庭部長

保育課長

2 選定委員会の経過

- ・第1回選定委員会 平成25年4月24日（水）

選定方針および審査基準を確認した。

- ・第2回選定委員会 平成25年5月8日（水）

選定委員による光が丘保育園の視察を行った。

- ・第3回選定委員会 平成25年6月20日（木）

応募事業者の運営する保育施設を実地調査するために選定委員会の下に設置した現地調査部会（保育課支援調整係長・次席、栄養指導担当係長、看護指導担当係長で構成）の調査報告および税理士による事業者の経営診断の結果の報告を受けた。

その後、「応募事業者が4事業者以上の場合には一次審査を行う」という選定方針に基づき、一次審査を行った。一次審査では、提案書類や経営診断報告、現地調査報告に基づき、各事業者の課題と思われる点を審議し、3事業者を二次審査の対象とした。

- ・第4回選定委員会 平成25年7月7日(日)

光が丘保育園の保護者が参観する中、事業者のプレゼンテーションを実施した。その後、選定委員による園長候補者および事業者へのヒアリングを行った。

- ・第5回選定委員会 平成25年7月9日(火)～7月24日(木)

選定委員による各事業者の運営する保育園の視察を行った。

- ・第6回選定委員会 平成25年7月29日(月)

事業者プレゼンテーション、園長候補者等ヒアリングおよび応募事業者が運営する保育園の現地視察をもとに、「事業者」、「運営する保育園」、「園長候補者」について協議を行った。

- ・第7回選定委員会 平成25年8月18日(日)

審査基準表の「A 提案書等による審査」、「B 現地調査による審査」、「C 園長候補者等ヒアリングによる審査」の項目ごとに評価を行い、事業者の選定を行った。

評価の結果、二次審査を行った3事業者のうち、区の最低基準(1,000点中700点)を上回った「社会福祉法人国立保育会」を光が丘保育園運営業務委託の候補事業者として選定した。

社会福祉法人国立保育会について、特に評価された点は以下のとおり。

- ・地震対策など、安全管理に配慮している。
- ・障害児保育において勉強会を開催し、熱心に取り組んでいる。
- ・保護者の意見を大事にしてニーズに沿うよう努力している。
- ・園長候補者は園長としての経験はないが、誠実さを感じる。

練馬区立光が丘保育園運営業務委託 審査採点表

評価項目	応募事業者（得点）		
	事業者 A	事業者 B	事業者 C 社会福祉法人 国立保育会
A 提案書等による審査【520 点】 ・基本となる運営方針や目標 ・保育方針 ・年間行事計画およびデイリープログラム ・危機管理対策 ・健康管理・衛生管理 ・個人情報管理 ・障害児保育および発達特性に応じた保育 ・延長保育 ・虐待への対応 ・家庭との連絡・連携 ・地域とのかかわり ・苦情対応の体制 ・保育園運営委員会 ・給食に対する取組 ・職員配置 ・職員の育成計画 ・保育園運営の特色 ・事業者としてのサポート体制 ・準備委託期間の考え方 ・見積もり価格の妥当性 ・区民雇用の促進 ・区内事業者	322 点	332 点	378 点
B 現地調査による審査【240 点】 ・事業経歴・実績 （既存施設における運営状況）	150 点	150 点	174 点
C 園長候補者等ヒアリングによる審査【240 点】 ・園長候補者等ヒアリング	156 点	138 点	162 点
合 計【1,000 点】	628 点 (62.8%)	620 点 (62.0%)	714 点 (71.4%)